

(本訴状は、平成15年7月11日午前、東京地裁に提出し、事件番号平成15年(ワ)第15890号として受理されました。)

不正競争差止等請求事件  
原告:株式会社ネオジャパン  
被告:サイボウズ株式会社

## 訴 状

平成14年7月11日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 松本直樹 (印)

訴額 1200万円(上申書参照)

貼付印紙額 6万5600円

不正競争差止等請求事件

〒224-0001 神奈川県横浜市都筑区中川一丁目16番14号

(ハーモニーヒルズ中川2階)

原告 株式会社ネオジャパン

代表者 代表取締役 斎藤章浩

〒102-0071 東京都千代田区富士見2丁目10-28 フジボウ会館ビル6階

松本法律事務所 (送達場所)

電話:03-5211-7252 FAX:03-5211-7260

原告訴訟代理人 弁護士 松本直樹

〒112-0004 東京都文京区後楽一丁目4番14号(後楽森ビル18階)

被告 サイボウズ株式会社

代表者 代表取締役 高須賀宣

### 請求の趣旨

1 被告は、東京高等裁判所平成14年(ネ)第5248号事件の平成15年5月30日付け和解において原告が違法コピーを事実上認めたと旨の陳述を流布してはならない。

2 被告は、別紙目録記載の文章を、被告のウェブページのトップページに、本訴判決確定の日から2か月間掲載せよ。

3 被告は原告に、1200万円および

これに対する平成15年5月31日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### 4 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決ならびに1項および3項についての仮執行宣言を求める。

## 請求の理由

### 1.概要

本件訴訟は、前訴訟の和解内容に関する、被告による虚偽説明を対象および原因として、虚偽陳述流布の差止めおよび謝罪広告ならびに信用毀損の損害の賠償を求めるものである。

### 2.当事者および前訴訟などの経緯

原告および被告は、いずれも、コンピュータソフトウェアの開発・販売等を業とする株式会社である。

前訴は、本件被告（サイボウズ）が原告となって、本件原告（ネオジャパン）を被告として提起したもので、コンピュータソフトの画面表示の著作権侵害を主張していた。すなわち本件被告は、平成13年8月3日、本件原告の「iOffice2000 V2.43」および「iOfficeV3」が本件被告の製品である「サイボウズ Office2」の著作権を侵害したとして著作権等に基づき損害賠償および上記製品の製造販売の差止めなどを求めて訴えを提起した。

この前訴については、東京地裁平成13年(ワ)第16440号として審理の上（民事46部・三村裁判長）、平成14年9月5日に、請求をすべて棄却する地裁判決がくだされた（甲1・前訴の地裁判決書）。本件被告（サイボウズ）が控訴し、東京高裁平成14年(ネ)第5248号

として審理されたが（第3民事部・北山裁判長、主任・青柳裁判官）、損害額についての審理を実質的にまったく行わない段階で結審となり（平成15年4月21日）、その上で和解協議に入った。

### 3.和解の内容

和解協議の結果、平成15年5月30日、2回目の和解協議期日で和解が成立した（甲2・前訴の和解調書）。当方としては、侵害を認めない和解条項での調整が出来たので、和解に応じたものである。

当方の金銭負担はゼロで、旧バージョン（2.43）について新規顧客への販売停止を続ける、との内容だが、後者は著作権侵害が理由ではないことが明記されている（2項但書き）。

和解条項の1項では、当方は「参考」にしたのを認め、その仕方に行き過ぎた点があったとの控訴人（本件被告）の「主張」を「真摯に受け止め」る、としているが、それに留まる。どの項を見ても、著作権侵害としていないものである。さらに、こうした和解条項は全体として、実質的に著作権侵害を（積極的に）否定するものであると理解している。なぜなら、肯定する端緒は何処にもなく、その上でその余の請求を放棄している（6項）からである。

「参考」にしたなどについて、専ら本件原告が本件被告のソフトを参考にしたなどの条項になっているが、これは、前訴が本件被告が提起したものであることが原因である。実際には、本件被告の方でも本件原告のソフトを参考にして新バージョンを開発している。もちろん、単に参考にするのは当然に適法な行為であるから、こうした本件被告の行為を本件原告は咎めてはいない。

#### 4.誤報

こうした和解が成立した平成15年5月30日(金曜日)の夜、毎日新聞の報道があった(毎日新聞のウェブページへの掲載・甲3)。ところがこれは、「違法コピーを事実上認めた」等としたもので、まったくの誤報である。同内容の誤報が、ほぼ同時に毎日新聞の提供する電子メールによるニュースサービス(メールマガジン)においても同様に配信された。

本件原告(ネオジャパン)の方でこれに気付き、金曜日の夜には原告代理人も連絡を受けた。土曜日の昼間に、毎日新聞の担当記者(サイバー編集部・野島康祐氏)からコールバックを受けた。当方から、パソコンに記録してあった和解条項に基づいて和解内容を説明したところ、記事が誤りであることの理解を得た。その後間もなく、掲載記事は差し替えられた。甲4が差し替え後のページ(過去のページを掲載したアドレス(アーカイブ・ページ)に掲載されているもの)である。

#### 5.誤報の原因

この誤報は、被告が毎日新聞に、事実と反する説明を電話でしたことと起因すると見られる。それが、毎日新聞の記者の当初からの説明であるし、6月17日頃には、被告もその旨を毎日新聞に対しては認めているというのが毎日新聞の説明である。

もっとも、被告は原告に対しては、誤報は毎日新聞の間違いによるのであり、「虚偽陳述は一切行なっておりません」と主張している(甲5・2003年6月3日付けファクス)。しかし、合理的に考えて、毎日新聞記者が、サイボウズ社がまったく言っていないことを捏造するとは到底考えられない。そんなことをする動機もなければ、作り出す端緒も持ち合わせていないからである。

ただし、被告(サイボウズ)が配布した文書は、毎日新聞に対しても、甲6のニュースリリースだけのようである(甲6は被告のウェブページに6月2日になってから掲載された(ただし日付は5月30日となっているもの(PDFファイル))。このニュースリリースには、特に間違いは書かれておらず、毎日新聞に虚偽の説明をしたのは、電話での口頭説明によるものである。

#### 6.毎日新聞の説明など

甲7は、原告代理人の経過説明文書であり、ウェブページに掲載したものである。この文書のドラフトを、毎日新聞(サイバー編集部・本間俊典氏、=野島記者の上司と思われる)および被告(代理人の平出弁護士)に送付し(2003年6月25日)、確認を受けている。

甲8は、上記のドラフト送付に対しての、毎日新聞(本間俊典氏)からの返事のメール(2003年6月26日)である。甲7の経過説明のドラフトの内容を基本的に確認するとともに、サイボウズが誤報の原因であることをもっと早くに明確にするべきだったとの内容である。

毎日新聞は、サイボウズの誤った説明が誤報の原因であるとし、さらに、このメールに先立つ6月17日の電話(毎日新聞の本間氏と原告代理人との間の電話)では、その旨をサイボウズ自身が認めていると説明している(6月17日の電話は、そのために、当時のネオジャパンのウェブページにおいてサイボウズの甲5の主張を並記していたことについて、毎日新聞が抗議をしてきた電話である)。被告・サイボウズは、毎日新聞に対しては、自身が誤報の原因であることを否定できないのでそれを認めながら、原告に対しては認めないという態度を取っているのである。

#### 7.被告の態度

原告は、甲9および甲10のように、誤報のあった直後から裁判所および被告に対して連絡を入れて、誤報を指摘して善処を求めた。原告代理人が6月2日(月曜日)朝に東京高裁に電話したところ、主任の青柳裁判官も、この記事は「事実と違う」と仰り、被告代理人の平出弁護士に電話で注意して下さった。

これに対して被告(代理人の平出弁護士)は、上記の甲5のように、誤報の内容が事実と反するものであることを認めはするものの、自らに起因するものではないと主張している。

しかし実際には、上記のとおり、誤報は被告の虚偽説明に起因するものと見られ、被告自身も毎日新聞に対してはそれを認めているくらいである。また、甲5の6月3日付けのファクスを送ってきた直後に、その送付者である平出弁護士自身が原告代理人(松本)に電話を掛けてきて、ファクスが「会社の方針」だとしつつも、個人的な話(推測とも思われたが)としては、サイボウズ従業員がミスリードをしたのだから事を認めていたくらいである(その上で、和解は著作権侵害を認めないものであって、誤報が間違いであることは確かで、それを明確にすることで事態を収拾したいとの話をしていた。原告代理人は、これを基本的に受け入れる方針を回答した。しかし、現在に至るも“明確にする”との話は実行されていない。なお、この話は、被告から毎日新聞に対しては極めて奇妙な形で伝えられている模様である。毎日新聞の話では、サイボウズは“ミスリードをしたことを認めることは、弁護士を通じてネオジャパン側にも伝えた”と言っているとのことである。しかし、「会社の方針」としては甲5やその後の甲12のファクスのとおりである)。

それにも拘わらず、原告に対してはこれを認めない。甲11(原告代理人の6月18日付けのファクス)で原告が、6月3日付けファクスでの主張の撤回と謝罪を求めた(不当な「抗議」に対する反論をしたのと同時に)のに対

して、甲12(被告代理人(小川弁護士)の6月27日付けのファクス)のように、「最終回答」としてこれを拒否してきた。自らの責任を認めない被告の態度は、今後も同様の行為を隠れて繰り返す可能性を示唆している。

また、毎日新聞の本間氏は、7月8日の原告代理人との電話で、“サイボウズに対しては、ネオジャパン側にも事態(サイボウズがミスリードしたこと)を明らかにするように、厳しく申し入れているが、返事が無い”と説明している。

なお、前訴の和解が成立した際には、被告の代理人として出席していたのは平出弁護士であり、また甲5は同弁護士からのものであるが、6月27日の原告代理人と平出弁護士との電話では依頼者からの指示により同弁護士はこの折衝は今後は担当しないとのことであった。そして、甲12を送ってきたのは、小川弁護士である。小川弁護士も、前訴の際に代理人となっはいたが、5月30日の和解の成立の際には出席していなかった。

## 8.差止めおよび謝罪広告

被告による虚偽説明は、不正競争防止法2条1項14号の定義する不正競争行為に該当し(競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為)、同法3条により原告は差止請求権を有する。実際、以上のような状況から、差止めの必要がある。

また、不正競争防止法7条(信用回復の措置)の「営業上の信用を回復するのに必要な措置」として、謝罪広告の必要がある状況であり、これを請求の趣旨2項のとおり求める。もしも原告の製品(プログラム)が違法コピー品だとなれば、それを取り扱う業者にも責任が及ぶ可能性があるから、被告による本件虚偽陳述は、原告の営

業に多大な損害を与える信用毀損行為である。その回復のためには、金銭賠償に加えて、謝罪広告の必要がある。

謝罪広告の方法としては、請求の趣旨の2項のとおり、被告のウェブページのトップページに掲載するのが、簡便かつ実効的で適切である。この謝罪広告方法は、前訴において被告が請求していたのと同じであり（前訴は著作権侵害等の主張であって、そもそも謝罪広告は請求自体が失当だったと思われるが）、選択については異論はないであろう。

## 9. 損害

毎日新聞のウェブページ（インターネット）に誤報が掲載されていた期間は、1日程度のことはある。その後は訂正された記事が掲載された。しかし、多くの人は、記事が最初に掲載された時に見るもので、その後に訂正された記事を（改めて）読む人がどれだけいるかは大いに疑問である。

また、この誤報は、ほぼ同時に毎日新聞の提供する電子メールによるニュースサービス（メールマガジン）においても同様に配信された。これについても、後日、訂正文がメールによって配信されてはいるが、長大な電子メールの末尾に僅かに記載されただけである。どれだけの人がこの訂正文を読んだかは大いに疑問である。

こういう意味で、誤報の普及は相当なもので、原告の信用は大きく傷つけられた。

こうした信用毀損を金銭に評価するのは非常に難しい。しかし、原告の事業はソフトウェアの販売である。そのソフトが「違法コピー」というのでは、流通業者やシステム構築業者に取り扱ってもらえなくなってしまう。そうした意味で、この信用毀損は、原告の営業に極めて重要な影響を与えるものである。

原告の売り上げは、2003年1月期の実績で年間900百万円である（甲13・帝国データバンクの会社情報）。仮に売上げが1割減れば、1年で9000万円の損害ということになる。本件の信用毀損によってどれだけ減るかは、よく分からないとも言えるが、流通業者やシステム構築業者に取り扱ってもらうことが原告の営業にとっては極めて重要であるから、こうした信用毀損の影響は大きい。少なくとも、1000万円を下るということは有り得ない。

そして、原告の負担する弁護士費用のうち、少なくとも、上記の損害の2割にあたる200万円については、相当因果関係のある損害として、賠償の対象とされるべきである。

以上を合計すると、損害は少なくとも1200万円であり、不法行為の日の翌日である平成15年5月31日には履行遅滞に陥っている。

よって、原告は被告に対し、信用毀損の損害の賠償の一部として、1200万円およびこれに対する平成15年5月31日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

## 10. 事情

本件で問題となっているのは、訴訟上の和解についての虚偽説明という、前代未聞の行為である。裁判手続きを愚弄するものであり、厳しい対処の必要がある。

端緒となった前訴訟は、もともと、或る意味でこうした“面子”が重要な訴訟であった。いや、侵害を否定した地裁判決を前提とすれば、被告（前訴の原告・サイボウズ）の主目的は、原告（前訴の被告・ネオジャパン）の信用を不当に傷つけることにあった

とすら思われる。また和解協議でも、著作権侵害かどうかの点は重要な事項として扱われ、現に和解条項の2項の但書きには、わざわざ「著作権侵害等を理由とするものではない」という文言を入れているくらいである。

それなのに被告は、事実反して、「違法コピー」を認めたなどと説明しているのである。極めて不当である。

しかも、被告がなした虚偽陳述流布は、単純なものではないと見られる。毎日新聞の誤報の内容によれば、「サ社は、既存ユーザーの保護を理由に、ネ社の現行商品の販売継続を認めた。」とか、「後発のネ社製品がサ社製品にそっくりなことから、業界内部では、勝訴したネ社に対する風当たりが強まっていた。」とか、事実反する説明がされている。実際には、原告の現行商品の販売が止められる理由など元来存在しないものである。また、決して「そっくり」なものではない。だからこそ前訴地裁判決で請求が棄却された。

被告は、単に「違法コピー」と強弁したというのではなく、こうしたもっともらしくもある虚偽説明を加えていたもので、現にそのために毎日新聞記者はだまされてしまったのである。実際、5月31日に原告代理人が毎日新聞記者に電話で説明した際には、記者は“違法コピーが認定されるような状況になったからこそ、地裁で勝訴していたのにネオジャパンは和解した”などと誤解していた。実際には、和解条項をちゃんと読めば分かるように、勝訴と同じ実質が得られたから和解に応じたのである。

甲3の誤報には「学識経験者」への言及もあるが、この記事から受ける印象とはまったく違って、むしろ侵害ではないとする見解が寄せられている。前訴の高裁段階では、被告（前訴の原告・控訴人・サイボウズ）は、

青山学院大学の半田学長に意見書を依頼していると再三言っていたのに、結局は多忙のために提出できないとした。多忙が理由かどうかの証拠はなく、真の理由は不明である。むしろ、原告（前訴の被告・被控訴人・ネオジャパン）は、非侵害とする北海道大学の田村教授の鑑定意見書を乙35として提出した（ただし結審後、和解協議前）。本件でもこれを参考のため甲14として提出する。

## 証拠方法

甲第1号証 前訴の地裁判決書、原本。提出の写しは、本文は裁判所のウェブページからダウンロードしたもの、なお、添付の別紙1～別紙3（画面を対比した別紙）のみカラーコピー。

甲第2号証 前訴の和解調書、原本。

甲第3号証 毎日新聞のウェブページ（平成15年5月30日（金曜日）の夜の当時のもの）。

甲第4号証 毎日新聞のウェブページ、差し替え後のページ（過去のページを掲載したアドレス（アーカイブ・ページ）に掲載されているもの）。

甲第5号証 被告代理人の2003年6月3日付けファクス（原告代理人宛）。

甲第6号証 被告の5月30日付けニュースリリース（被告のウェブページに掲載された（ただし6月2日になってから）ものを印刷したもの）。

甲第7号証 原告代理人の経過説明文書（ウェブページに掲載したもの、毎日新聞などの確認を受けている。）

甲第8号証 毎日新聞（本間氏）からのメール（2003年6月26日）。甲11の経過説明のドラフトの内容を確認するとともに、サイボウズが誤報の原因であることをもっと早くに明確にするべきだったとの内容。

甲第9号証 原告代理人のファクス、2003年5月31日付け、東京高裁第3民事部宛で、記載のとおりサイボウズの両代理人にも同時に送信したもの。毎日新聞の誤報ページも添付した。送信した原本。

甲第10号証 原告代理人のファクス、2003年6月1日付け、サイボウズの代理人である平出弁護士宛で、記載のとおり東京高裁および小川弁護士にも同時に送信したものの。送信した原本。

甲第11号証 原告代理人のファクス、6月18日付け。甲5に対する反論。送信した原本。

甲第12号証 被告代理人のファクス。「最終回答」とされている。

甲第13号証 原告についての、帝国データバンクの会社情報（インターネットで入手）。

甲第14号証 北海道大学の田村教授の鑑定意見書、原本。

上で特に原本と記したものの以外は、元々電子的なものを印刷して提出する。受信ファクスも、パソコンで受信したものであり、手元の記録は最初から電子的なものである。

## 添付書類

資格証明書 2通

訴訟委任状 1通

甲号各証写し 甲1～甲14（正副および裁判所用の余部4部）

訴状副本と裁判所用の同写し4部

上申書（訴額および担当部について）

以上

〔別紙〕

お詫び

弊社は、東京高等裁判所平成14年(ネ)第5248号事件の平成15年5月30日付けの訴訟上の和解について、株式会社ネオジャパンが「違法コピーを事実上認めた」等の、事実と反する説明をいたしました。実際には、その様なことはなく上記の和解は著作権侵害としない内容のものであります。ここに株式会社ネオジャパンに対してお詫びいたします。

サイボウズ株式会社 代表取締役 高須 賀 宣

以上